

## 庄内町議会議員定数等調査特別委員会報告書

### 1 調査事件

議会議員の定数等に関する調査研究

### 2 設置経過および調査内容

平成12年の地方分権一括法の施行から行財政改革と議会改革及び活性化は急務であり、社会情勢の変化やより開かれた議会を目指すため、(1)定数(2)報酬(3)政務調査費(4)期末手当(5)費用弁償(6)委員会費用について、地方自治法第110条及び庄内町議会委員会条例第6条に基づき、委員定数8人、調査期間を平成20年12月定例会までとし、平成20年3月定例会において特別委員会を立ち上げた。

### 3 調査経過

(1) 付託月日 平成20年3月17日

#### (2) 調査状況

平成20年	3月17日	委員長、副委員長の選任
平成20年	5月19日	意見交換、進め方等の確認
平成20年	6月24日	議員定数等に関する資料調査
平成20年	7月14日	懇談会等、進め方の確認
平成20年	8月22日	定数等を考える懇談会(4公)
平成20年	9月24日	懇談会総括、意見交換
平成20年	10月22日	定数等を考える懇談会(2公)
平成20年	10月24日	定数等を考える懇談会(狩川公)
平成20年	10月28日	懇談会総括、意見交換
平成20年	11月14日	意見交換
平成20年	11月19日	意見交換
平成20年	11月27日	まとめ

### 4 調査概要

#### (1) 議員定数等を考える懇談会総括

3回の懇談会の住民参加の状況は、8月22日30名、10月22日15名、10月24日5名であった。8月については町広報への掲載のみであったが、10月の2回の懇談会については町広報折り込みチラシとしたため、住民への周知はできたものと思われる。しかし、人数については期待したよりも少人数であり、関心の低さが感じられた。

懇談会の意見では、(1)定数については以下のように大別された。①議会の機能、

合併間もないことを考えると現状のままで良い。②行財政改革からすれば、減らしたほうが良い。③議員自身のことなので、自分たちで考えてほしい。また、(2)報酬については①決して高いものではない。②定数減であればもっと増やしても良い。などの意見があった。(3)政務調査費については少数ではあったが領収書の添付など情報公開すればあっても良いとの意見があった。この他に少数意見として日当制、ボランティア議員による増員、夜間議会の開催などの意見もあった。

尚、(4)期末手当(5)費用弁償(6)委員会費用については踏み込んだ意見はなかった。また、その他として、懇談会への出席者が少人数だったため、住民の意見集約にはアンケートの実施も必要との意見が出された。

## (2) アンケートの対応について

懇談会開催に先立ち、委員会では意見集約の方法のひとつとして、住民アンケートの案が出された。しかし、十分な資料がないと判断ができないことや設問事項の設定や意見集約の方法が難しいとのことからアンケートは実施しないこととした。

## (3) 審議経過

### ア 定数について

意見 (ア) 現状維持で良い

- 理由
- ①合併後のまちづくり計画、財政計画の議員は20人である
  - ②財政健全化法に基づいたチェック機能の維持が必要である
  - ③現状の議会運営は日本一といえるほど健全である
  - ④議員の年間150日の活動日数からすれば機能減につながる
  - ⑤定数減になれば民意の反映がむずかしくなる
  - ⑥地方自治法第96条第2項の対象となる各種マスタープランの検証に手がまわらなくなる
  - ⑦大型プロジェクトへの多様な議論や対応がむずかしくなる
  - ⑧合併により町の面積が大きくなっている

意見 (イ) 定数は18人とする

- 理由
- ①類似団体と比較しても現状から減ずるべきである
  - ②議会自らが行財政改革を実施すべきである
  - ③常任委員会強化からすれば3常任委員会を維持すべきである
  - ④社会情勢や町民世論からすれば減ずるべきである
  - ⑤総合計画の対応を考えれば極端に減ずるべきではない
  - ⑥人口当たりの議員数からみると18人が適正である

イ 報酬について

意見 (ア) 増額とする

- 理由
- ①若い人も議員になれる環境をつくるべきである
  - ②類似団体と比べて低い報酬は上げるべきである
  - ③活動状況、日数からすれば上げるべきである
  - ④今後ますます活動が多くなるので報酬は上げるべきである
  - ⑤懇談会の意見からすれば上げて理解は得られる
  - ⑥定数削減など関係から今上げなければ、変えられない
  - ⑦委員長の活動状況からすれば委員長を創設すべきである

意見 (イ) 現状維持で良い

- 理由
- ①行財政改革に逆行する結果となる
  - ②社会情勢、雇用状況からすれば上げられない
  - ③報酬アップは町民の目線から離れている
  - ④他の特別職への影響が大きい
  - ⑤県の人事委員会勧告も据え置きである
  - ⑥報酬の目安といわれる町長の30%からみれば現状で良い
  - ⑦議員、委員長は自らの立候補なので現状で良い

ウ 政務調査費について

意見 (ア) 現状維持で良い

- 理由
- ①必要な理由が見当たらない
  - ②第2の報酬との指摘もあるので必要ない
  - ③常任委員会の研修費があるので必要ない

エ 期末手当について

意見 (ア) 加算率を20%とする

- 理由
- ①宮城県、岩手県は10～15%が多く、40%は高すぎる
  - ②他の特別職とあわせれば経費削減となり行財政改革につながる
  - ③現状の加算率の根拠はわかりにくく下げて良い

意見 (イ) 現状維持で良い

- 理由
- ①山形県内の大部分は40%となっている
  - ②報酬と連動するため一緒に考えるべきである
  - ③期末手当の支給率は隣県に比べ低く妥当である

オ 費用弁償について

意見 (ア) 現状維持が良い

- 理由 ①現在の費用弁償は妥当である  
②町内会議等は常勤特別職と非常勤特別職は違って良い  
③常任委員会等の会議は正式に確保すべきである

カ 委員会費用について

意見 (ア) 現状維持が良い

- 理由 ①10万円、15万円の研修費は確保すべきである  
②議会運営委員会と議会広報調査特別委員会の研修費は、弾力的運用が必要である  
③予算措置がないと研修ができない  
④今後とも当局の施策に十分反映できる研修が必要である

5 調査結果

(1) 定数

議会議員定数は、2人削減の18人が適正であると賛成多数で決定。

(2) 報酬

議員報酬は、月額215,000円を維持する。委員長報酬は創設しないことが適正であると賛成多数で決定。

(3) 政務調査費

政務調査費は、これまで通り実施しないことに全員賛成で決定。

(4) 期末手当

期末手当は、現状維持が適正であると賛成多数で決定。

(5) 費用弁償

費用弁償は、現状維持が適正であると全員賛成で決定。

(6) 委員会費用

委員会費用は、現状維持が適正であると全員賛成で決定。